

京都市訓令甲第 17 号

庁中一般

区役所

市立大学

事業所

京都市行政資料管理規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大 作

第3条第1項第5号中「事業所の長等専決規程」を「京都市事業所の長等専決規程」に改める。

第4条第1項中「総務局総務部文書課長（以下「文書課長」）」を「総合企画局情報化推進室情報管理課長（以下「情報管理課長」）」に改め、同条第2項中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第5条第1項中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「総務局長」を「総合企画局長」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 情報管理課長

第6条第1項第3号中「区役所区民部総務課」を「区役所及び区役所支所の区民部総務課」に改め、同条第2項中「総務局総務部文書課」を「総合企画局情報化推進室」に改める。

第7条中「総務局長」を「総合企画局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)